平成２７年（フ）第１１９号
宮崎市大字恒久624番地
債務者　和田　二男
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２２号
宮崎市清水１丁目11番23号　アルフォンス清水Ⅱ番館303号
債務者　三原　康義
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２５号
宮崎県延岡市浜町554番地２　県営住宅54―２―38
債務者　松田　耕企
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１１５号
福井市漆原町第15号３番地　森田東団地２号館414号室
債務者　大嶋　英子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
福井市江守中１丁目1416番地　コーポ翠Ｂ202
債務者　出倉　秀夫
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津493番地　ハウスアーバン601号
債務者　宮田　範子（旧姓勝俣）
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津1600番地２　ル・セージュ103号
債務者　小佐野清美
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
佐賀市成章町１番26号、前住所長崎県大村市鬼橋町99番地２
債務者　道崎　夏恋
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４３号
千葉県松戸市岩瀬110番地の１　ディアコートサカエⅡ105号
債務者　富山　勝弘
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１２５号
神奈川県伊勢原市小稲葉2106番地の３、前住所神奈川県伊勢原市上谷737番地
債務者　飯田　明美
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１号
山口県岩国市周東町下久原640番地70　山根ハウス015―205
債務者　小林　晋也
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第９号
山口県岩国市今津町２丁目２番３―101号
債務者　折本　數成
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第２１号
山口県岩国市小瀬113番地
債務者　瀧本　明史
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第２２号
山口県岩国市藤生町４丁目48番63号
債務者　髙橋須芽乃
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第２４号
山口県岩国市桂町１丁目５番19号
債務者　嘉屋　有美
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第２４０号
神戸市東灘区魚崎南町１丁目２番２―514号
債務者　安樂　弥生
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２３号
兵庫県三木市別所町小林734番地の736
債務者　中川　眞彰
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７７号
松江市東津田町739番地１　アヴニールヴィラ栂前Ｂ105
債務者　横井　隆秀
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
松江地方裁判所民事部